

社会福祉法人康和会

ショートステイ オレンジガーデン

短期入所生活介護事業 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康和会が設置運営するショートステイ オレンジガーデン(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の運営及び利用に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- 2 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ショートステイ オレンジガーデン
- (2) 所在地 千葉県船橋市芝山7丁目41番2号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている本事業の実施に関して尊重すべき事項において指揮命令を行う。また指定サービス計画の作成等を行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活相談・援助、サービスの企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務等を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法にて24名以上(看護職を含む) 本体施設と兼務
介護職員は利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上
栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

- (8) 調理員(業者委託)
調理員は、給食業務を行う。
- (9) 事務員 1名以上
事務員は、必要な事務を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

- 第5条 ショートステイ オレンジガーデンの利用定員は、20名とする。
- 2 災害、虐待の受入れ等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 3 その他に、特別養護老人ホーム入居者の入院や退所等の理由により、空床の利用がある。

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 指定短期入所生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護の開始の及び終了)

- 第7条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第8条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第9条 正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。但し、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定短期入所生活介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定短期入所生活介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

(受給資格等の確認)

- 第10条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する介護認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供する。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第11条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき(介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれかにも該当しないとき)は、当該利用申込者またはその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定短期入所生活介護の取り扱い方針)

- 第 12 条 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - 3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 提供する指定短期入所生活介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図るようにする。

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第 13 条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介護)

- 第 14 条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭を行う。
 - 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うこと。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - 5 前各号に定めるほか、利用者に対して離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 7 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせることはない。

(食事)

- 第 15 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- (1) 朝食 午前七時半から
 - (2) 昼食 午前十一時半から
 - (3) 夕食 午後五時半から
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(機能訓練)

- 第 16 条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第 17 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項

を記載する。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第 18 条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 19 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(短期入所生活介護の利用料等)

第 20 条 指定短期入所生活介護を提供する場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、その負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に不合理の差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費、食費(別紙)

(2) 理美容代

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの(重要事項説明書に定める。)

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第 21 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第 22 条 通常の送迎の実施地域は、船橋市の区域とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課、健康保持、衛生保持等)

第 23 条 利用者は、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、秩序ある行動をし、他の利用者との相互の親睦・交流を図るようにすること。

2 利用者は、健康に留意するものとし、体調不良等の場合には速やかに申し出るとともに、事業所の医師及び看護職員による健康管理に特別な理由がない限り協力すること。

3 利用者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力すること。

(禁止行為)

第 24 条 利用者は、次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他の利用者を攻撃し、または自己の利益のために他の利用者の自由を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外での火気を用いること。

- (5) 故意に物品等に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時などにおける対応方法

(緊急時等における対応方法)

第 25 条 指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 事業所は、非常災害に備えて、必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、従業員並びに利用者及びその家族等に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、非常災害に備えて、避難、救出、その他必要な訓練を年3回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 利用者が、正当な理由なく指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(地域との連携)

第 29 条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(勤務体制の確保)

第 30 条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。

- 2 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修 採用後1か月以内

継続研修 年3回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第 32 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 33 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第 35 条 提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定短期入所生活介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の議員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定短期入所生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 36 条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等へ連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 37 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(会計の区分)

第 38 条 指定短期入所生活介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 39 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他)

第 40 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 康和会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、平成12年11月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 8月 21日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 12月 5日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 3月 31日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

別紙

居住費・食費

区 分	居住費	食 費	
		1日あたり	1食ごと
利用者負担第1段階の方	0	300円	—
利用者負担第2段階の方	430円	600円	—
利用者負担第3段階①の方	430円	1,000円	—
利用者負担第3段階②の方	430円	1,300円	
利用者負担第4段階の方	915円	1,600円	朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円

理美容代 ・ 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

日用品費(個別使用のものに限る)	随時実費
特別な行事にかかる食材費(月1度の行事食)	300円/回
テレビレンタル代	50円/日
電気代(家電1製品ごと)	20円/日
おやつ代	20円/日
理美容	実費
処置道具	実費
下剤	実費
銀行振替手数料(千葉銀行)	55円/回
銀行振替手数料(千葉銀行以外)	165円/回